

電池類の収集方法の変更について

1 趣旨

電池類は、水銀使用の有無など種類により排出方法が異なり、市民にとって分別が煩雑で分かりにくいほか、近年、充電式電池の分別誤りがクリーンセンターにおける発煙・発火トラブルの原因の一つとなっている。そのため、電池類の収集方法を変更し、分別の簡素化や排出機会の拡大により、市民の利便性向上と分別排出の促進を図る。

2 変更内容

品目	現行	変更後
乾電池	① <u>ステーション収集（年2回）</u> ② <u>拠点収集（公共施設、郵便局、農業協同組合、金融機関・80 か所）</u>	① <u>ステーション収集（月1回・金属類）</u> ※乾電池、コイン電池、ボタン電池はその他の金属類とは別の透明又は半透明の袋で排出 ※充電式電池は発火性危険物用指定袋（赤色）で排出 ② <u>拠点収集（公共施設 16 か所）</u>
コイン電池	ステーション収集（月1回・金属類）	
ボタン電池	<u>行政収集なし</u> （電器店の拠点収集を案内）	
（取り外した） 充電式電池		
（取り外せない） 充電式電池	①ステーション収集（月1回・金属類（発火性危険物）） ②拠点収集（公共施設 16 か所）	

3 今後のスケジュール

令和7年9月頃から 拠点収集廃止施設の回収ボックスで周知

令和7年11月 広報春日井（12月号）に記事掲載 等

令和8年1月1日から 新たな収集方法の開始

※今後の社会状況等により開始時期を変更する場合あり